⚠ スマホでお手続きの方へ

前の画面に戻るには、ブラウザのボタン〈を押してください。

×ボタンや完了ボタンを押すと、ブラウザが閉じてしまい、お手続きが最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

2025.10

Simple家財保険 ライトプラン
重要事項等説明書

Mysurance
マイシュアランス

Simple家財保険 ライトプラン 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いします。なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 … 保険契約の内容を理解いただくための事項です。
注意喚起情報 … ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 契約概要 注意喚起情報
商品のしくみと補償内容

(1) 商品のしくみ

Simple家財保険 ライトプランは、家財を保険の対象とした火災保険であり、モノの保険普通保険約款に家財基本特約等をセットしたプランの名称です。商品のしくみは次の表のとおりです。

Simple家財保険 ライトプラン

普通保険約款	モノの保険普通保険約款
補償に関する特約	家財基本特約 臨時費用特約 地震火災費用特約
その他の特約	借用戸室の変更に関する特約 借用戸室の場合の被保険者に関する特約 保険料支払手段に関する特約 保険料分割払特約 自動継続特約
その他	くらしのサポートサービス

(2) 補償内容

用語の定義

保険の対象	日本国内に所在する契約内容確認証記載の建物に収容されている被保険者が所有する家財(※1)(※2)(※3)をいいます。 (※1) 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財、宅配物および宅配ボックス等は、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。 (※2) 被保険者またはその配偶者の親族の所有する家財で契約内容確認証記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。また、同居人(契約内容確認証記載の被保険者と同居する者をいいます。ただし、契約内容確認証記載の建物の賃貸借契約における同居人に該当する者にかぎります。)の所有する家財で契約内容確認証記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。 (※3) 次に掲げる物は、家財に含まれません。 ① 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含みます。)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機 ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(盗難の損害が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。) ③ 商品・製品等 ④ 業務用の什器・備品等 ⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

● 家財基本特約

次に掲げる事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

① 火災、落雷、破裂または爆発

② 風災(台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。)、雹(ひょう)災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪(こう)水または除雪作業による事故を除きます。)(※)。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損することにともない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。

(※) 雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが特約の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触

④ 給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ

⑤ 騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑥ 盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損

● 臨時費用特約

家財基本特約の保険金を支払う場合に、保険金を支払います。

● 地震火災費用特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その保険の対象を収容する契約内容確認証記載の建物が半焼以上となった場合、またはその保険の対象が全焼となった場合に、保険金を支払います。

保険金の支払額

保険金の支払額は以下のとおりです。

特約	保険金の支払額
家財基本特約	再調達価額(※1)を基準とした損害の額。ただし、1回の事故につき保険金額(※2)を限度。(※3) また、契約内容確認証記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、次の金額を限度。 • 通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合：20万円 • 預貯金証書の盗難の場合：200万円または保険金額のいずれか低い額
臨時費用特約	家財基本特約にて支払う保険金の額に支払割合(10%)を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(※2)を限度。
地震火災費用特約	家財基本特約の保険金額に支払割合(5%)を乗じた額

(※1) 保険の対象が貴金属・稿本等の場合は、時価額を基準とします。

(※2) 保険金額は、後記「③引受条件(保険金額など)について」をご覧ください。

(※3) 保険の対象が貴金属・稿本等の場合は、200万円または家財基本特約保険金額のいずれか低い方を限度とします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

① 保険契約者、被保険者(※1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(※2)またはその者(※2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、地震火災費用特約については、(2)補償内容「保険金をお支払いする主な場合」に該当する場合は保険金をお支払いします。

⑤ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

⑧ 家財の置き忘れまたは紛失

⑨ 家財が契約内容確認証記載の建物外にある間に生じた事故。ただし、宅配物および宅配ボックス等に生じた事故を除きます。

⑩ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故

⑪ 保険の対象の欠陥

⑫ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

⑬ ねずみ食い、虫食い等

⑭ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入

⑮ 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害

⑯ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

など

(※1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(4) くらしのサポートサービス

この保険には「くらしのサポートサービス」(以下、「本サービス」といいます。)が無料でセットされます。本サービスの内容は以下のとおりです。

① サービス内容

● 水・カギかけつけサービス

トイレ等の給排水管の詰まり、蛇口等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置(30分程度の軽作業)を実施します。また、カギを紛失した場合等に提携業者の手配を行い、応急処置(30分程度の軽作業)として出入口(玄関等)の開錠・破錠作業を行います。

● 法律相談サービス

さまざまなトラブルの法律相談に対して、弁護士が電話でアドバイスを行います。(30分程度)

(注1) 本サービスは株式会社プライムアシスタンスにサービスの運営を委託しています。

(注2) 本サービスは、サービス内容を予告なく変更する場合やサービスの利用を制限させていただく場合があります。

(注3) 法律相談サービスについて、弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

② サービスの対象期間

本サービスの対象期間は保険契約の保険期間初日の翌日から保険期間終了日までとなります。(継続契約の場合は保険期間の初日からご利用いただけます。)なお、保険期間の途中で保険契約が失効した場合もしくは解約または解除された場合はサービスの提供は終了します。

③ サービスの受付時間・連絡先

● 水・カギかけつけサービス

・受付時間 24時間365日
・連絡先 0120-821-200

● 法律相談サービス

・受付時間 法律相談サービスは原則予約制です。
ご予約のお電話の受付時間は以下のとおりです。
平日:午前10時~午後5時
(土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
・連絡先 0120-821-200

2 契約概要
保険期間および保険責任開始日

この保険の保険期間は、1年間です。
保険契約の補償は、保険期間初日の午前0時に開始します。
ただし、保険契約のお申込みが保険期間初日の場合は、保険契約お申込み後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。補償の終了は、保険契約が満了する日の午後12時となります。

3 契約概要
引受条件(保険金額など)について

(1) 保険金額

保険金額は以下のとおりです。

特約	保険金額	自己負担額
家財基本特約	100~500万円(100万円単位)の間で選択していただけます。	ー
臨時費用特約	10万円	ー
地震火災費用特約	家財基本特約保険金額×5%	ー

(2) ご契約者・被保険者

ご契約者の方は18歳以上の個人となります。被保険者は契約内容確認証記載の建物に収容されている家財の所有者です。

4 契約概要
保険料のお支払いについて

(1) 保険料のお支払いについて

保険料は分割払(月払い)で、クレジットカードにてお支払いいただきます。
1回目の分割保険料は契約手続き時に決済手続きを行います。
2回目以降の分割保険料は契約内容確認証記載の払込期日に決済手続きを行います。(※)

(※) 新規契約の場合、2回目の分割保険料は1回目と同月に決済手続きを行います。また、保険期間初日が月末で当日にお申込みの場合、1回目の分割保険料決済と同日に2回目の決済手続きを行います。

(2) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日に分割保険料の決済手続きができなかった場合は、払込期日の属する月の翌月末日の前日(以下、「払込猶予日」といいます。)までにお支払いください。

(注1) 新規契約の1回目分割保険料には、払込猶予の適用はありません。

(注2) 決済手続きができなかった場合には、当社からご登録のメールアドレスにお送りするEメールの案内をご参照いただき、払込猶予日までに当社マイページにて、決済可能なクレジットカードで決済を行ってください。なお、払込猶予日までに決済可能なクレジットカードがご用意できない場合などには、コンビニエンスストアまたはPay-easyでの支払いも可能です。この場合には当社マイページの「お支払方法の変更」よりお手続きください。(決済可能なクレジットカードの用意ができましたら、クレジットカードの再登録をお願いいたします。)

払込猶予日までに保険料のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いすることができません。また、ご契約は解除となりますのでご注意ください。

保険料の払込期日と払込猶予期間

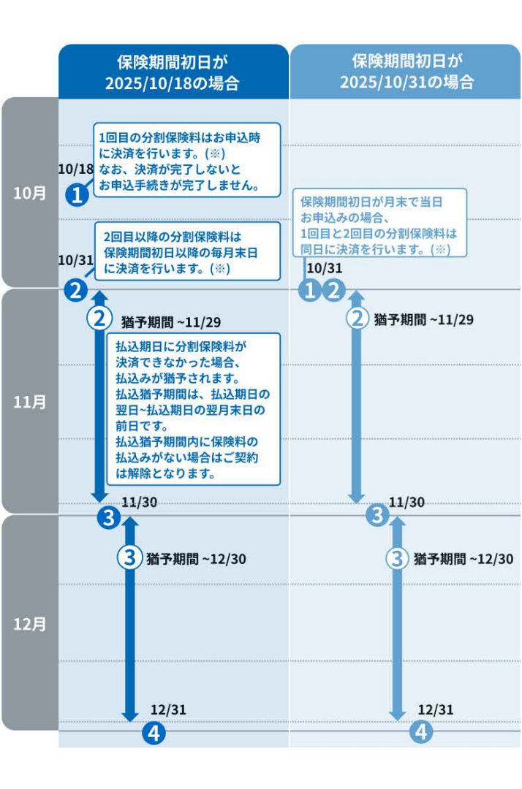
保険期間初日が 2025/10/18の場合
保険期間初日が 2025/10/31の場合
10月
11月
12月
10/18
①
1回目の分割保険料はお申込時に決済を行います。(※) なお、決済が完了しないとお申込手続きが完了しません。
10/31
②
2回目以降の分割保険料は保険期間初日以降の毎月末日に決済を行います。(※)
② 猶予期間 ~11/29
払込期日に分割保険料が決済できなかった場合、払込みが猶予されます。払込猶予期間は、払込期日の翌日~払込期日の翌月末日の前日です。払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合はご契約は解除となります。
11/30
③
③ 猶予期間 ~12/30
12/31
④
保険期間初日が月末で当日お申込みの場合、1回目と2回目の分割保険料は同日に決済を行います。(※)
10/31
①②
② 猶予期間 ~11/29
11/30
③
③ 猶予期間 ~12/30
12/31
④

(※) クレジットカードご登録口座からの引落日は、クレジットカード会社や種類によって異なります。

5 注意喚起情報
保険契約の継続

当社は、補償終了日の前月中旬(補償終了日が月末の場合は同月中旬)に、ご登録のメールアドレスにEメールで継続契約のご案内をお送りします。
保険契約の継続をご希望されない場合には、補償終了日の前月末日の前日(補償終了日が月末の場合は補償終了日の前日)までに当社マイページで自動継続中止の手続きを行ってください。手続きが行われない場合には、継続前契約と同じ補償内容で契約を自動的に継続します。
なお、当社は当社の定めるところにより継続時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、当社の定めるところにより、ご契約者にあらかじめ通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

6 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。
ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

7 事故が発生した場合

- 事故が発生した場合は、当社マイページからただちに当社までご通知ください。ただし、契約者と被保険者が異なる場合には、マイページから通知いただくことができません。通知方法については以下の当社公式ウェブサイト掲載の「よくあるご質問」をご確認ください。
  【よくあるご質問】
  https://mysurance.dga.jp/faq_detail.html?id=100572
- 事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類等をご提出いただく場合があります。
- この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

8 注意喚起情報
解約返れい金および解約のお手続き

この商品は解約返れい金はありません。
ご契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。
なお、解約時にお支払いいただく保険料がある場合またはすでにお支払済みの保険料がある場合は、保険料を請求または返還することがあります。

9 注意喚起情報
告知事項・通知事項

(1) 告知事項と告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

告知事項

この保険の告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等(他社の契約をいいます。)の加入状況

(2) 通知事項

ご契約者または被保険者は、保険の対象の所在地を変更するときは、当社マイページで変更手続きを行ってください。
お手続きの詳細は、(3)をご参照ください。変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合には保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 転居の場合のお手続き

被保険者が転居する場合は、当社マイページから物件所在地の変更手続を行ってください(契約者と被保険者が 同一の場合は、契約者住所も変更してください)。その際、入居日(※1)のご入力が必要となります。なお、保険料は住所や建物の構造によらず一律のため、物件所在地変更による保険料の変更はありません。
転居先の補償は入居日(※1)から開始します。(※2)

引越し期間中の補償について

入居日から60日(※3)まで、現在の住居において発生した事故(※4)も補償されます。

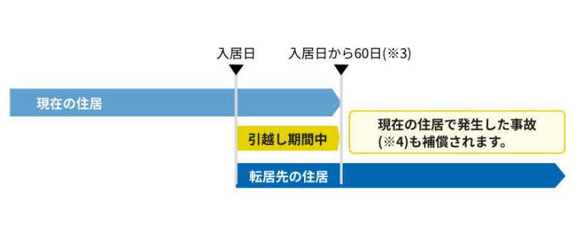

(※1) 契約内容確認証記載の入居日をいいます。なお、変更後の建物に所在する居住用の戸室が借用戸室の場合は賃貸借契約書等の契約期間の始期日をいいます。

(※2) 物件所在地の変更手続きが入居日よりあとの場合は、変更手続き日からとします。

(※3) 現在の住居が借用戸室の場合は、その賃貸借契約が終了する日または入居日から60日のいずれか早い時とします。

(※4) 保険の対象について生じた事故をいいます。

10 契約概要
満期返れい金・契約者配当金

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

11 注意喚起情報
クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

12 注意喚起情報
補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

13 注意喚起情報
支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(http://www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。

14 注意喚起情報
少額短期保険業者について

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

① 保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)のみとなります。(Simple家財保険 ライトプランの保険期間は1年です。)

② 1被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。

③ 1契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

15 契約概要 注意喚起情報
少額短期保険業者破綻時等の取扱い

(1) 少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。
①保険料の増額
②保険金額の減額

(2) 少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

1.個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

① 当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

② 再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

③ 国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

④ 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト (https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/) をご覧ください。

2.保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1.個人情報の取扱いについて①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先を含みます。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約 (ADR契約)を締結しています。)

少額短期ほけん相談室
0120-82-1144

<受付時間>
平日9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日、年末年始は休業)

取扱代理店について

本保険はインターネットを経由しMysurance株式会社と締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、当社マイページをご利用ください。
取扱代理店は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務などの代理業務を行っている場合と、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っている場合があります。(なお、媒介業務の場合は、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。)詳しくは代理店の取扱方針等をご確認ください。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】
https://www.mysurance.co.jp

【お問合せフォーム】
https://inquiry.mysurance.co.jp/contact#/

Mysurance
マイシュアランス

MYS25-100126